

11月は子ども・若者育成支援市民運動強調月間

子ども・若者が社会の一員として自立し、円滑な社会生活を営むため、基本的な生活習慣を見直し、家庭教育の重要性を認識するとともに、子ども・若者を犯罪や有害環境から守るための取組を地域社会全体で推進しましょう。

◆子ども・若者支援機関マップ ID 1004176

内 ひきこもりやニート、不登校など、生きづらさや悩みを抱える子ども・若者が相談できる機関や団体を紹介しています。

配布場所 ▶冊子版…生涯学習課、各市民センター、保健センター^{ほか}
▶データ版…市HP

◆子ども・若者総合相談窓口（予約制） ID 1004174

時 毎週木・土曜日（年末年始を除く）

場 子ども相談センター

内 ひきこもり、ニート・就労、対人関係、暴力・虐待、LGBTなどで生きづらさや悩みを抱える人に、無料相談を行っています。

対 市内在住、在勤または在学中、おおむね40歳までの人とその家族

申 相談日前日までに受付専用電話（☎95-0105）またはEメール（kowaka@city.kariya.lg.jp）で生涯学習課へ。

問 生涯学習課（☎62-1036）



11月は 児童虐待防止推進月間

「もしかして?」

ためらわないで!

189(いちややく)

児童虐待には身体的・心理的・性的虐待、ネグレクトがあります。子どもを締め出したり、食事を抜いたりすることは身体的虐待に、子どもの前でのDVや夫婦喧嘩も心理的虐待に該当し、法律で禁止されています。

◆子育てに体罰や暴言を使わない

体罰や暴言は、恐怖により子どもをコントロールしているだけで、なぜ叱られたのか理解できていないことがあります。子どもの心や脳にダメージを与えてしまうこともあります。

◆しつけと虐待の違い

しつけとは、子どもがきちんとした生活習慣や社会のルール、良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう働きかけ、子どもの成長をサポートする行為です。虐待とは、理由を問わず、身体的な暴力や言葉による威圧によって子どもを傷つける行為です。

◆ヤングケアラーを知ってください

本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を

を日常的に行う18歳未満の子のことで、学業などへの影響が懸念されており、早期に見つけて支援につなげる必要があります。令和3年度に県が行った実態調査では、小学5年生の16・7%、中学2年生の11・3%、高校2年生の7・1%が「世話をしている家族がいる」と回答しています。

◆連絡してください

虐待を受けたと思われる児童を発見した人には、通告の義務があります。

長時間の子どもの泣き声や大人の怒鳴り声、子どもの傷やあざ、衣服や髪汚れなどに気付いたら、連絡してください。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

こども虐待ほっとライン ☎62・12212

県刈谷児童相談センター ☎22・71111

問 子育て推進課（☎62・1061）



マスクをつけられない人 へのご理解をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、マスクを着用することが新しい生活様式の一つとなりました。

しかし、障害や病気などの理由によりマスクをつけられない人もいます。特性や事情を理解し、お互いに思いやりの心を持って過ごしましょう。

障害や病気などでマスクの着用が困難な人は、「マスクをつけられません」と周囲にお知らせをする意思表示カードなどを携帯し、理解してもらえるように工夫する方法があります。意思表示カードなどは、インターネット上でダウンロードできるものもあります。

問 福祉総務課（☎62・1208・FAX24・3481）
ID 1011223

